

京都市告示第 14 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成20年4月1日から適用します。

平成20年4月1日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

(1) 所得割 100分の7.21

(2) 被保険者均等割 26,260円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 19,210円

イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 9,610円

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

(1) 所得割 100分の2.10

(2) 被保険者均等割 7,390円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 5,400円

イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 2,700円

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

(1) 所得割 100分の2.23

(2) 被保険者均等割 8,480円

(3) 世帯別平等割 4,570円